

10月から新しい保険証

国保加入者のいる世帯へ郵送します

十月一日から、国民健康保険被保険者証(保険証)が新しくなります。現在使用している保険証は、九月三十日までに有効十月からは新しい保険証を使ってください。有効期限は来年九月三十日 までです。

国民健康保険(国保)の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者に分かれています。新しい保険証は、が藤色が青色です。同一世帯内に、該当者がいる場合には、二枚の保

険証が交付されます。

9月中に新保険証を郵送

新しい保険証は、九月二十一日に郵送する予定。新しい保険証が届いたら、名前などを確認し、裏面の注意事項をよく読みましょう。現在使っている保険証は、市役所市民課、国保年金課または各支所・出張所に返却を。なお、更新期間中は新しい保険証でも受診できません。また、旅行や通院などで別の保険証が必要な人には遠隔地保険証を交付。新しい保険証を用意し、市役所市民課、国保年金課または各支所へお越しください。

退職被保険者証

会社などを退職して国保に加入した人が、老人保健法の適用を受けるまでの間に加入する保険です。厚生年金など(国民年金を除く)の加入期間が二十年以上または、四十歳以後の期間が十年以上で、年金受給権が発生した人が対象です。

なお、市で把握できた該当者(被扶養者は除く)へは、今回の更新に合わせて退職被保険者

証を交付します。厚生年金などの加入期間を満たしているのに退職被保険者証が届かない人は、国保年金課へ問い合わせください。

次のときには届け出を

氏名や住所などが間違っているときは、新しい保険証と印鑑を用意して、市役所市民課または各支所へ。既に会社などの保険証があるときは、会社などの保険証(扶養家族は認定年月日の分かる書類も必要)と国保の新旧保険証、印鑑を用意して、市民課または各支所へ。国保に加入しているのに新しい保険証が届かないときは、古い保険証と印鑑、運転免許証など本人であることを証明する物を持って、市役所国保年金課または各支所へ届け出てください。その他の届け出事項は保険証の裏面に記載してあります。

なお、国保を加入・脱退するときは、十四日以内に市民課または各支所に届け出が必要です。届け出が遅れると、届け出日から加入日までの国保税をさかの

ぼって納めなければなりません。ご注意ください。

保険証を大切に

保険証は国保の加入者であることを証明する物です。医師の診断を受けるときは、必ず窓口で提示してください。保険証なしで受診したときは医療費の全額が自己負担となります。

なお、保険証を万一紛失した場合は再発行します。運転免許証など本人であることを証明する物を持って、市役所国保年金課または各支所へ。

国保税の滞納者には資格証明書を交付

国民健康保険税を特別な理由がなく一年以上滞納している世帯主には、保険証の代わりに資格証明書を交付します。

特別な理由とは、災害や盗難による被害、本人や親族の病気や負傷、事業の廃止などのため、国保税を納付することができないと認められた場合、資格証明書で診療を受けるときは、一旦全額を支払わなければなりません。後日、市役所国保年金課で申請し、保険給付分の払い戻しを受けることとなります。

なお、特別な理由がある人などは、収納課(890 6233)へ納付の相談をしてください。

…問い合わせは国保年金課 890 6250へ。

限られた貴重な資源を有効に活用して

10月は土地月間

十月は「土地月間」、十月一日は「土地の日」です。土地は限られた貴重な資源であり、わたしたちの日常生活や経済活動に不可欠なもの。この機会に土地の大切さを考えましょう。

公共の福祉が優先

土地は、利用方法によって、周囲に大きな利益や損害を及ぼします。公共の福祉を優先させるため、その取得・処分や利用には制限や負担があります。

適正で計画的な利用を

周囲の土地利用の状況や地域の条件に応じて、土地にはさまざまな計画や規制があります。それに従った、適正で合理的な利用が必要です。

…問い合わせは都市計画課 890 6950へ。

地価評価などの相談

日時「10月4日 午前10時〜午後3時 会場「市役所1階市民ロビー」内容「不動産鑑定士による地価評価などの相談 問い合わせ「県不動産鑑定士協会 243 3077



医師の診断を受けるときは窓口へ保険証を